

## 「メール」「電磁的記録」保存期間等アンケート 御協力をお願い

2017年8月7日

各大臣 殿  
各都道府県知事 殿  
各政令指定都市長 殿  
各中核市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303  
TEL. 052-953-8052 FAX. 052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> [info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp)

謹 啓

先日は「「メール」「パソコン内文書」の公文書性アンケート」にご協力いただき誠にありがとうございました。

さて、公文書に当たる「メール」等電磁的記録について、きちんとした管理を行う自治体が出てきました<sup>1</sup>。

貴自治体で公文書としたメール等の電子情報について、保存期間や管理、破棄の仕組みを問う調査を再び全1府13省庁・全47都道府県・全20政令市・全48中核市に対して行うことになりました。集計結果については、来る9月2日、3日に和歌山市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

お手数をおかけいたしますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、8月15日（火）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（[info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp) 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

---

<sup>1</sup> 滋賀県「メールの公文書性」について

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kouhyo/chougi/210119/files/mailkoubunshyo.pdf>

	回答欄
回答日	
自治体名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
1. 貴自治体で公文書としたメールについてお尋ねします。	
(1) 保存期間は何年ですか。	
(2) 文書番号は付いていますか。	
(3) 行政文書ファイル管理簿に記載していますか	
(4) 破棄の時期、手続はどうなっていますか	
2. 貴自治体で公文書としたメール以外の電磁的記録についてお尋ねします。	
(1) 保存期間は何年ですか。	
(2) 文書番号は付いていますか。	
(3) 行政文書ファイル管理簿に記載していますか	
(4) 破棄の時期、手続はどうなっていますか	
それぞれ回答の根拠となった条例及び規則等があれば、名称と条文をお書き下さい。(別紙も可)	

ありがとうございました